

中高一貫教育校に係る教育課程の基準の特例（改正案）

（ 部分が改正事項）

		一般の中・高	中等教育学校・併設型	連携型
高等学校 段階	普通科 における 単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	30単位まで→ <u>36単位まで</u>	
	指導内容の 移行		<p>①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。</p> <p>②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。</p> <p>③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再度履修しないことが可能。</p> <p>④<u>中学校段階内における指導内容の移行</u> 前期課程（中学校）における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年へ移行することが可能。この場合、元の学年で再度履修しないことが可能。</p>	
中学校 段階	選択教科 による 必修教科の 代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
	各選択教科の 授業時数（※）	第1学年： 年間30単位 時間以内 第2、3学年 年間70単位 時間以内	特に必要がある場合は、左の時間を超えて定めることができる。	

※各選択教科の授業時数の拡大の特例については、新学習指導要領の実施により選択教科の授業時数の定めがなくなることに伴い、平成24年度より廃止される。